

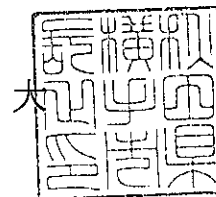
横手市告示第174号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

令和8年10月15日

横手市長 高橋



1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

イオン東北株式会社 代表取締役 西垣 幸則

秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号

青山商事株式会社 代表取締役 遠藤 泰三

広島県福山市王子町一丁目3番5号

DCM株式会社 代表取締役 神谷 浩邦

東京都品川区南大井六丁目2番7号

芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 織田 寛明

東京都千代田区麴町五丁目1番地1

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン十文字南

横手市十文字町佐賀会字上沖田271-2 外

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人に
あつては代表者の氏名の変更

(ア) 変更前

イオン東北株式会社 代表取締役 辻 雅信

青山商事株式会社 代表取締役 青山 理

DCM株式会社 代表取締役 石黒 靖規

(イ) 変更後

イオン東北株式会社 代表取締役 西垣 幸則

青山商事株式会社 代表取締役 遠藤 泰三

DCM株式会社 代表取締役 神谷 浩邦

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては代表者の氏名

(ア) 変更前

DCM株式会社 代表取締役 石黒 靖規

東京都品川区南大井六丁目22番7号

青山商事株式会社 代表取締役 青山 理

広島県福山市王子町一丁目3番5号

イオン東北株式会社 代表取締役 辻 雅信

秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号

株式会社西松屋チェーン 代表取締役 大村 浩一

兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1

(イ) 変更後

DCM株式会社 代表取締役 神谷 浩邦

東京都品川区南大井六丁目22番7号

青山商事株式会社 代表取締役 遠藤 泰三

広島県福山市王子町一丁目3番5号

イオン東北株式会社 代表取締役 西垣 幸則

秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号

株式会社セリア 代表取締役 河合 映治

岐阜県大垣市外渚二丁目38番地

(4) 変更の年月日

令和8年9月26日 ほか

(5) 変更する理由

代表者の変更および小売業者の出店のため

2 届出年月日

令和8年10月9日

3 関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 縦覧場所

横手市役所 商工観光部 商工労働課

横手市ふれあいセンターかまくら館5階

(2) 縦覧期間

令和8年10月15日から令和9年2月15日まで

4 意見書の提出先

秋田県横手市中央町8番12号

横手市ふれあいセンターかまくら館5階

横手市役所 商工観光部 商工労働課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

- (1) 意見を述べる者の氏名及び住所
- (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見を述べる理由